

31. イラク (I Q)

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
31 イ ラ ク (I Q)	1	نَشْرَةُ الْمَلِكِيَّةِ الصِّنَاعِيَّةِ 工業所有権公報	アラビア語	週 刊	1984 ~ 1989			年 別

32. イラン (I R)

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
32 イ ラ ン (I R)	1	روزنامه کیهان 政府新聞	ペルシャ語	月 刊	1957 ~ 1961			発行日順

概 要	備 考
<p>1. 特許関係 （出願番号、出願日、特許番号、登録日、権利者名、発明の名称）</p> <p>2. 商標関係 （出願番号、出願日、出願人氏名、住所、分類、商品種類、商標見本）</p> <p>3. 意匠関係 （出願番号、出願日、出願人、意匠の種類、意匠ひな型見本）</p> <p>4. 更新・移転等</p>	<p>1. 特 許</p> <p>(1) 種 類 発明特許 追加特許 訂正、改良、若しくは補充特許 輸入特許</p> <p>(2) 存続期間 及び は出願から15年（延長制度なし） は存続期間満了まで は基本外国特許の存続期間満了まで</p> <p>(3) 実 施 特許付与の日から3年以内 公開...年4回（3ヶ月間）</p> <p>2. 商 標</p> <p>(1) 異議申立：90日 (2) 不使用取消：2年 (3) 国際商品分類採用、34分類 (4) 存続期間：出願日から15年（15年単位で延長可） (5) 石けん及び石けん製品は商標登録を義務づけられる。</p> <p>3. 意 匠</p> <p>(1) 存続期間 登録日から7年（延長制度なし） 方式審査のみ</p>

概 要	備 考
<p>1. 議会議事録（認承された新法、裁判所や国の発した公告、会社の設立、特許などに関する公告等）</p> <p>2. 登録ならびに未登録の権利（出願中のもので、その出願が一見したところ受理しうるもの）等</p> <p>意匠法はない</p>	<p>1. 特 許</p> <p>(1) 種 類 1) 特 許 2) 追加又は改良特許 3) 輸入特許</p> <p>(2) 期 間 1) 出願から5年、10年、15年、20年 2) 主特許の存続期間の最年長 3) 対応国優先の存続期間</p> <p>(3) 審 査 出願日から15日以内</p> <p>(4) 実 施 付与日から5年</p> <p>2. 商 標</p> <p>(1) 存続期間 出願から10年</p> <p>(2) 公告、異議申立（公告日から30日以内）制度あり。 (3) 国際商品分類（1～34分類）を使用</p> <p>3. 特許及び商標関係の資料としてOfficial Gazette of Iranが発行されているが、当館には受入れられていない。</p>